

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(利用者保護に関する報告)</p> <p>第四条の六 電気通信事業法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務 (別表に掲げる区分による種類(以下「別表種類」という。))ごとに毎 四半期末における契約(説明義務対象外契約(同条の規定により提供条 件の概要の説明をすべき契約以外の契約をいう。以下同じ。))を除く。)の数が一万以上である電気通信役務に限る。))を提供する電気通信事 業者は、様式第二十三の九により、毎四半期経過後一月以内に、当該別 表種類に係る当該毎四半期末の当該電気通信役務の名称等について、書 面等により総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2) 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信 役務(別表種類ごとに毎四半期末における契約(説明義務対象外契約を 除く。))の数が一万以上である電気通信役務に限る。))を提供する電気 通信事業者は、様式第二十三の十により、毎四半期経過後二月以内に、 当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除(電気通信事業法施行規 則第二十二條の二の三第一項第十一号に規定する書面解除をいう。))に 関する契約状況等及び確認措置契約(同令第二十二條の二の七第二項第 五号に規定する確認措置契約をいう。))に関する契約状況等について、 書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>3) 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信 役務を提供する電気通信事業者(別表種類ごとに半期(四月から九月ま</p>	

で及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。)末ごとにおける契約(説明義務対象外契約を除く。)の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該半期末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。)は、様式第二十三の十一により、毎半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該半期末ごとの当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(集計結果の公表)

第十一条 総務大臣は、第二条、第四条の六第二項及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項並びに第四条の六第三項の規定により提出された書面等に記載又は記録された整理番号の数の総額を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

別表 電気通信役務の種類(第四条の六関係)

- 一 仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務(その提供に先立つて対価の全部を受領するものを除く。次号及び第三号において同じ。)
- 二 仮想移動電気通信サービス以外の無線インターネット専用サービスの役務
- 三 仮想移動電気通信サービスである無線インターネット専用サービスの役務であつて、その提供に関する契約に、その変更又は解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合の違約金(その額がその利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金(付加的な機能の提供に係るものを除く。))の額を超えるものに限る。)の定め

(集計結果の公表)

第十一条 総務大臣は、第二条及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

- があるもの
- 四 F T T Hアクセスサービス
- 五 C A T Vアクセスサービス
- 六 第四号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備又は前号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる備考第七号に規定する電気通信設備を用いて提供されるインターネット接続サービス
- 七 第九号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、その利用者がその契約を解除する場合において当該電気通信役務の提供に関する契約を解除しないことができるもの
- 八 電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務
- 九 D S Lアクセスサービス
- 十 P H S 端末サービスの役務
- 十一 公衆無線LANアクセスサービス
- 十二 F W Aアクセスサービス
- 十三 I P 電話サービス
- 十四 第一号から第三号までに掲げる役務であつて、その提供に先立つて対価の全部を受領するもの
- 十五 前号に掲げるもののほか、第三号に掲げる役務以外の仮想移動電気通信サービスの役務
- 十六 第一号から第三号まで、第六号及び第七号並びに第十号、第十四号及び前号に掲げる役務以外のインターネット接続サービスの役務

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

一 携帯電話端末サービス 携帯電話の役務（次号に掲げる役務を除く。以下この号において同じ。）及び携帯電話端末からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（以下「無線端末系伝送路設備」という。）（その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務

二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

三 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備（無線利用者設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、無線端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対

し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）

四 P H S 端末サービス P H S の役務及び P H S 端末からのインターネット接続サービス（無線端末系伝送路設備（その一端がブラウザを搭載した P H S 端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務

五 D S L アクセスサービス アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

六 F T T H アクセスサービス その全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）

七 C A T V アクセスサービス 有線テレビジョン放送施設（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送のうち、同条第十八号に規定するテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（前号に掲げる役務であるものを除く。）

八 公衆無線 L A N アクセスサービス 無線端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用

に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（携帯電話端末サービス、無線インターネット専用サービス及びPHS端末サービスの役務を除く。）

九 FWAアクセスサービス その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

十 IP電話サービス 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務

十一 インターネット接続サービス インターネットへの接続を可能とする電気通信役務

提供する電気通信役務の名称等に関する報告

年 月 日

サービスの別表種類(別表の号番号を記載
 すること。複数の別
 表種類を一体として
 提供しているサービ
 スについては、その
 該当する複数の号番
 号を記載すること。
 以下同じ。)

事業者名
 法人番号(行政手続における特
 定の個人を識別するた
 めの番号の利用等に関
 する法律(平成25年
 法律第27号)第2条
 第十五項に規定する法
 人番号を記載するこ
 と。ただし、当該法人
 番号がない場合にあつ
 ては、住所を記載する
 こと。以下同じ。)

電話番号
 電子メールアドレス

サービスの名称	ウェブサイトアドレス
参 考 事 項	

- 注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲をさらに区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。
- 2 「サービスの名称」の欄には、利用者に対し表示している固有の名称を記載すること。
- 3 「ウェブサイトアドレス」の欄には、電気通信事業者の提供する電気通信役務の提供条件その他の情報を利用者に提供するウェブサイトのアドレスを記載すること。この場合において、複数のサービスの名称に対するウェブサイトアドレスが同一である場合にあつては、当該ウェブサイトアドレスを当該複数のサービスの名称ごとにまとめて一つ記載すれば足りる。ただし、当該ウェブサ

イトがない場合は、この限りでない。

- 4 記載するサービスの名称の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第23の10（第4条の6第2項関係）

第1表

書面解除に関する契約状況等報告	
年 月 日	
サービスの別表種類 _____	事業者名 _____
	法人番号 _____
	電話番号 _____
	電子メールアドレス _____
書面解除ができる新規契約の締結数	書面解除ができる新規契約のうち 書面解除がされた数
参 考 事 項	

注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲をさらに区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすること。

- 2 新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。
- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

確認措置契約に関する契約状況等報告

年 月 日

サービスの別表種類 _____

事業者名 _____
 法人番号 _____
 電話番号 _____
 電子メールアドレス _____

確認措置が適用された 新規契約の締結数	確認措置が適用された新 規契約のうち申出がされ た数	確認措置が適用された 新規契約のうち確認措 置による契約解除がさ れた数
参 考 事 項		

- 注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲をさらに区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。
- 2 新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。
- 3 申出とは、利用場所状況又は遵守状況が不十分である旨の利用者からの申出であつて、電気通信事業法施行規則第22条の2の7第1項第5号イの確認の結果行われるものをいう。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第23の11（第4条の6第3項関係）

媒介等業務受託者の名称等に関する報告

年 月 日

サービスの別表種類 _____

事業者名 _____
 法人番号 _____
 電話番号 _____
 電子メールアドレス _____

整理番号	媒介等業務受託者の名称	媒介等業務受託者の法人番号	媒介等業務受託者の連絡先	媒介等業務受託者の階層	利用者と接する業務の有無
参 考 事 項					

- 注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲をさらに区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることとする。
- 「媒介等業務受託者の名称」の欄には、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。
 - 「媒介等業務受託者の法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、当該法人番号がない場合にあっては、住所を記載すること。
 - 「媒介等業務受託者の連絡先」の欄には、電話番号（公的機関からの連絡を受けることに支障を生じないとこの報告を提出する電気通信事業者が認める場合には、電子メールアドレスその他の連絡先）を記載すること。
 - 「媒介等業務受託者の階層」の欄には、電気通信事業者からの委託に係る段階の数を記載すること。
 - 「利用者と接する業務の有無」の欄には、利用者と接する業務を実施している場合には「○」、実施していない場合には「×」を記入すること。
 - 記載する媒介等業務受託者の名称及び階層の数に応じ、項を適宜増減すること。
 - 各欄において、記載すべき内容を電気通信事業者が把握していない場合には、当該欄に「不明」と記載すること。この場合において、記載すべき内容を把握していない理由を「参考事項」の欄に記載すること。
 - その他注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載

すること。
10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十八年十月一日（この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）第四条の六第一項の規定については、平成二十八年六月一日）以降である報告から適用する。
- 2 報告期限が平成二十八年十月末の報告をするまでの間における新報告規則第四条の六第一項の規定の適用については、同項中「毎四半期末における契約数」とあるのは「平成二十八年三月末における契約数」と、「毎四半期経過後一月以内」とあるのは「同年六月末」と、「当該毎四半期末」とあるのは「同年五月末」とする。
- 3 報告期限が平成二十九年二月末の報告をするまでの間における新報告規則第四条の六第二項の規定の適用については、同項中「様式第二十二の十」とあるのは、「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第 号）附則様式」とする。

様式

第1表

書面解除に関する契約状況等報告

年 月 日

サービスの別表種類(別表の号番号を記載すること。複数の別表種類を一体として提供しているサービスについては、その該当する複数の号番号を記載すること。以下同じ。)

事業者名 _____

法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、当該法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。以下同じ。)

電話番号 _____

電子メールアドレス _____

書面解除ができる新規契約の締結数	書面解除ができる新規契約のうち書面解除がされた数
参 考 事 項	

注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲をさらに区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすること。で足りる。

2 新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。

3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

確認措置契約に関する契約状況等報告		年 月 日
サービスの別表種類		
		事業者名 _____ 法人番号 _____ 電話番号 _____ 電子メールアドレス _____
確認措置が適用された新規契約の締結数	確認措置が適用された新規契約のうち確認措置による契約解除がされた数	
参 考 事 項		

注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲をさらに区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることとする。

2 新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。

3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

